

平成28年度 介護サービス事業所等に係る集団指導

通所介護・介護予防通所介護

(利用定員19人以上の事業所用)

平成28年6月8日(水)

佐賀県健康福祉部 長寿社会課

○ 事業所規模による区分の取扱い (通所介護)

◆ 事業所規模区分について

前年度の1月当たりの平均利用延人員数により、以下のような事業所規模区分となる。

前年度の1月当たりの平均利用延人員数	規模区分
750人以内	通常規模型事業所
750人を超え900人以内	大規模型事業所(Ⅰ)
900人を超え	大規模型事業所(Ⅱ)

◆ 「平均利用延人員数」の算出方法

- ① 提供日ごとの利用者数を積算し、月ごとの利用延べ人員数を算出する。
この際、サービスの所要時間に応じて、「7時間以上9時間未満の利用者は1名」、「5時間以上7時間未満の場合の利用者は0.75名」、「3時間以上5時間未満利用(2時間以上3時間未満を含む。)の利用者は0.5名で積算する。
介護予防通所介護、地域支援事業の第一号通所事業、あるいはその双方を通所介護と一体的に実施している場合は、それらの利用者も含めて積算する。
- ② 日曜日等も含め毎日事業を実施した月においては、当該月の利用延べ人員数にのみ7分の6を乗じる。(小数点第3位を四捨五入)
- ③ ①、②で算出した月ごとの利用延べ人員数を合算する。
- ④ ③で合算した利用延べ人員数を、サービスを提供した月数で除する。
※ ②を除き、計算の過程で発生した小数点の端数処理は行わないこと。
※ 介護予防通所介護及び第一号通所事業の利用者は、1日の同時にサービス提供を受けた利用者の最大数を日ごとに足し合わせる方法で積算しても良い。
※ 1日に複数単位実施する場合は、全ての単位の利用者を合計する。
【居宅留意事項通知 第2の7(4)】【平成24年3月30日Q&A 問10】

◆ 「平均利用延べ人員数」の算出方法(前年度の実績がない場合)

新規事業所の場合や前年度の実績が6月未満の場合、前年度から定員を概ね25%以上変更して事業を行う場合は、次の方法で算出する。

利用定員×0.9×営業日数の月平均 (毎日営業する月は、これに7分の6を乗じる。)
【居宅留意事項通知 第2の7(4)】

◆ 注意事項

誤った事業所規模区分の単位で請求を行った場合、過誤調整等の対象となるので、毎年度末に必ず翌年度の事業所規模区分が何になるか確認し、変更があれば必ず体制届を提出すること。

◆ 指定基準との関係

事業所規模区分と、運営規程に定める定員や人員に関する基準は考え方が異なる。